

『仮名性理』の成立に関する一試論

— 『滝川心学論』を媒介として —

山 本 眞 功

一

『仮名性理』は、現在知り得る限りでは、寛文九年（一六六九）に初めて世に現われ、元禄四年（一六九一）に刊本化された後、享保七年（一七二二）・明治七年（一八七四）と版を重ね、さらには『千代もと草』という書物に姿を変えて天明八年（一七八八）にも刊行される事で世に流布した事が知られている書物である。『仮名性理』の成立には、すでに諸先学の指摘がある様に、『心学五倫書』が下敷とされており、しかもこれを藤原惺窩（一五六一—一六一九）の著作とみせるための様々な加筆・改竄の作業が介在している事が明らかであるが、この様な『心学五倫書』から『仮名性理』への改変が何故に行われたかについては、今だに多くの不明な点が残されたままの状態である。¹⁾『心学五倫書』は、江戸時代初頭に世に現われ、度重なる改版によって世に流布した事が知られている書物である。この種の流布を示した書物には、それが一種の教訓書である事から、それぞれの刊行の時期の状況を反映して行われる様々な恣意的あるいは意図的な改変がみられる事が多いのであるが、『心

学五倫書』から『仮名性理』への改変は、先に示した加筆・改竄の他にも書物としての体裁を含めた大規模な改変が行われている点を見る限りにおいて、恣意的に言うよりはむしろ意図的に行われたものと考えなければなるまい。とするならば、この様な改変は、はたして、どの様な理由をもって行われたと考えれば良いのであろうか。

まずここで第一に考えられる事は、先に示した様に、『心学五倫書』が、『仮名性理』の成立した寛文頃においては、教訓書として有効性の面で限界を示すに到ったのではないか、という理由を考えてみる事であろう。『仮名性理』の成立した寛文期は、社会経済史や法制史の上からみても、幕藩体制における中央集権化が一応の完成をみた時期であり、²⁾人々の生活形態や意識に関しても、『心学五倫書』の成立した江戸時代初頭の様な不安定な時期とは明らかに異なったものがみられるであろう事は容易に想像出来る事である。すなわち、『仮名性理』は、『心学五倫書』におけるその様な部分を現状にあわせるという意図のもとに改変され成立したと考えるのがそ

れである。しかしながら、この様な理由のみで『仮名性理』の成立を説明する事は不可能なのではなからうか。なぜならば、この場合には、その細部における改変の理由は説明出来ても、それが惺窩の著作とみせるための様々な工作を含めた大規模な加筆・改竄の作業のもとに成立しているという事の理由は説明出来なくなってしまうからなのである。とするならば、この様な改変には、先に示した理由のほかに、それを行わせるだけの理由が存在していたと考えなければなるまい。すなわち、『仮名性理』成立に関する謎を解くためには、これ程までの大規模な改変が必要とされた事の理由こそが明らかにされなければならないと考えられるのである。

それでは、この様な謎はどの様にして解けば良いのであろうか。

私は、この謎を解くために、『滝川心学論』という書物に注目したと考える。『滝川心学論』は、その外題の「心学論 五倫書滝川評判」が示す様に、『心学五倫書』を批判するために著わされたものであり、しかも、その刊行時期が『仮名性理』の成立した時期に極めて近い寛文七年（一六六七）の事であったという意味で、この謎を解くための多くの手がかりを含んでいると考えられるのである。しかも、さらに興味深い事に、『滝川心学論』は、この謎を解く上でより重要であると思われるもう一つの手がかり、すなわち、この書物の著者・滝川恕水（生没年不明）の経歴面から浮かび上って来る見逃す事の出来ない問題を含んでいるのである。滝川恕水は、尾陽の人、医を野間三竹（一六〇八—一六七六）に受け、堀杏庵（一五八五—一六四二）の弟子で、松永尺五（一五九二—一六五七）にも師事し『尺五堂恭儉先生行状』を撰述した経歴を持つ人物であ

る。⁴ところが、彼の経歴に登場して来る人物の中には、『仮名性理』の成立に重要な役割を果たしたと思われる人物が含まれているのである。それは、恕水と医学上の師弟関係にある野間三竹の存在である。三竹は、恕水との間にこの様な親密な関係を持っていたのにもかかわらず、恕水が批判した『心学五倫書』を下敷にする事によって成立した『仮名性理』の巻末に、この書物を惺窩著として称賛した識語を記しているのである。この事は惺窩著と明記された『仮名性理』の成立が、三竹の作爲によるものである事を示すものであると共に、『滝川心学論』の存在が、この様な『仮名性理』の成立に何かしらのかわりを持つものであったという事を暗示するものであると言わなければなるまい。私は、先に、『仮名性理』の成立理由を明らかにするためには、この書物を惺窩の著作とみせるための大規模な改変が必要とされた事の理由こそが説明されなければならないと述べたが、『滝川心学論』は、ここでみて来た様に、この事を明らかにするための大きな手がかりを含む書物であると考えられるのである。

したがって、この論考においては、『滝川心学論』を媒介とする事によって、すなわち、ここで示した『滝川心学論』と『心学五倫書』・『仮名性理』との間のそれぞれのかかわりの内実を検討する事によって、『仮名性理』の成立理由を解明する事に努めてみたいと考える。そして、さらに、この事を基にする事によって、『仮名性理』の成立過程を、一つの試論の形で明らかにする事に努めてみたいと考える。

二

『滝川心学論』における『心学五倫書』批判の内実を探る上で最も重要な点は、それが熊沢蕃山（一六一九—一六九一）に対する批判である事を意味している、というところにある様に思われる。この事は、当時流布していたと思われる『心学五倫書』熊沢蕃山著者説の実際を知る上で重要な意味を持つものであるばかりでなく、それ以上に、この批判の方向と背景がどこにあったのかを我々に示すものであると言わなければなるまい。なぜならば、恕水による批判は、『心学五倫論』において展開される仏者批判に対する反論としての、今の心学李斯が儒を破りしごとく。仏教を破らんことを国守へすゝむる事大悪也。

の記述が、岡山藩の寛文六年（一六六六）に始まる寺請証文廃止・神職請移行を対象としている事に明らかな様に、その理論的指導者と考えられた蕃山個人に向けられたものであり、しかも、この批判の背景には、

殊更今の御代。異国の徒党をうたがひ給ひ。国々所々の貴賤ともに宗門御さらへ有て。本朝の人の心をかりたまへり。然に今の心学の書は。仏法は国のさまたげと書あらはしければ。定てその一国は仏法をたやし儒法をくみ立給ふとも。天下の御制法には新儀の宗にあたり。何そ是を御免あらんや。

の記述が示す様に、慶長の末年から漸次おし進められて来た幕府の宗教政策に対する恕水なりの配慮が存在している事が明らかであるからなのである。

『心学五倫書』熊沢蕃山著者説は、この仏者批判の場合の様に、『心学五倫書』で展開される様々な思想傾向が、蕃山の思想と合致

したものであるとみる当時の人々の判断に基づいて成立していると考えられるのであるが、この様な恕水による『心学五倫書』批判と二重写になってあらわれる蕃山批判は、この件にとどまるわけではない。恕水は、『心学五倫書』における次の様な部分にも、痛烈な批判を加えているのである。

五倫は、君臣父子夫婦兄弟朋友是なり。是則人の日々夜々の諸作なり。子は親につかへて孝行を尽し、親は子をそだつるに道ををしへ、芸を習はせ、臣は君につかふまつるに二心なく、一命をおしします忠節を尽し、君は又臣を我手足のごとく思ふべし。

これに対する恕水の批判は、こうである。
是父子の道をしるしたり。先君臣よりこそことはるべきを。今父子の道を先にことほする事は。君臣にも各此父子はあるものにて。殊天地の道に准へて先此父子の道をしるせりとみえたり。何も心学利口の人。子に道ををしゆるとも。心学のごとく僻道をばをしゆる事なかれ。天下の通義を教べし。⁽⁸⁾
すなわち、ここで、恕水は、『心学五倫書』にみられる父子優先の、いわば情誼的結合を重視する五倫観を、「天下の通義」に対して「僻道」であると断じているのである。さらに、恕水は、

天の本心とは、天地の間にある程の物をさかゆるやうにめぐみ給ふなり。人と成て慈悲をほどくすを、かき要とするなり。又慈悲をほどくすに次第あり。先一門一類の中に、たよりなく貧しき人を、すあゝまで尋めとめ、はぐゝみあはれみ、扱他人の、おやもなく子もなく、よる所なきものあらば、それゝに

応じて、はぐみあるべし。天の道はしだいのみだれぬを肝要とす。先家の内のけんぞくをよくし、扱国を治め、天下を平にするなり。

という『心学五倫書』の記述に対して、

是亨利貞の徳に似たれども。心学の智分はそれまではゆかず只是曲会私情なり。

という様に、「家の内」を優先させる『心学五倫書』の思想傾向を「是曲会私情なり」と断じているのである。

私は、先に、これらの批判も、又、『心学五倫書』批判と二重写になってあらわれる蕃山批判であると述べたが、これらの批判は、はたして、どの様な意味において蕃山批判であると考えられるのであろうか。この事を明らかにするためには、まず、恕水の批判の対象となる思想傾向が、恕水の独断をまつまでもなく、世人によって、江西学のとる思想的立場と合致したものであると理解されていたという事情を考えなければなるまい。なぜならば、父子優先の五倫観に関して言うならば、この様な五倫観は、蕃山の師である中江藤樹（一六〇八—一六四八）の思想の中核をなすものであり、しかも、世人は、蕃山をその思想の継承者であると理解していた事が明らかであるからなのである。すなわち、藤樹の主著である『翁問答』が、正徳年間までの書籍目録においては、いづれも蕃山の著であると記されていた事が多い事に明らかな様に、世人は、江西学としての藤樹と蕃山を同じ様な立場に立つものと考えていたのである。この様な事情は、もう一方の批判の含む意味を考える上でもまたことに重要なものを持っていると言わなければなるまい。なぜなら

ば、「家の内」優先の思想傾向は、『翁問答』における藤樹の思想に即応するものであり、しかも、それが、『心学五倫書』における「一家の内に、五人もあれ十人もあれ、それ我分に応じたる程に取さばきするが道なり」の記述が示す様な規模の「一家」を想定したものであったという意味において、蕃山の唱えた武士帰農論とも符合する部分を持っていたと考えられるからなのである。このような思想傾向は、明らかに、兵農分離政策をおし進める事によって、一応の安定を得る事の出来た寛文期の幕藩体制とは、あいれないものを含んでいると言わなければなるまい。すなわち、在地領主以来の地侍的存在として生涯を終えた藤樹や武士帰農論を唱えた蕃山の立場は、封建的土地所有関係を完成させ、さらには、公法としての幕府法の制定による封建的中央集権を完成させる事によって、体制の安定を求めようとした幕府の立場とはあいれないものを持っていたと考えられるのである。

『滝川心学論』における『心学五倫書』批判には、この他にも、文言の拙なさへの揶揄が含まれているのであるが、ここでみて来たこれらの批判の背景には、『心学五倫書』の含み持つ思想傾向を私的なものであるとし、さらには「天下の通義」に対して「僻道」であるとすると恕水の批判に示される様に、公的原理の上に立つ寛文期の政治的狀況がひかえている事が明らかである。恕水による蕃山批判は、『滝川心学論』の刊行が、蕃山や同じくこの様な立場に立っていた野中兼山（一六一五—一六六三）らがそろって失脚して行った時期にあたっている事に明らかな様に、寛文期の政治的狀況をふまえた上で行われたものと考えなければならないのである。

それでは、『心学五倫書』に対するこの様な批判を含み持つ『滝川心学論』は、もう一方の『仮名性理』に対してはどの様なかわりを持っているのであろうか。『仮名性理』の成立は、野間三竹の識語をみる限りにおいては、寛文九年の事の様である。寛文九年といえ、『滝川心学論』が刊行されてから二年目の事であり、この事やはじめに示した恕水と三竹との関係をみる限りにおいても、両書の間には、かなりのかわりが存在している事が想像されるのである。そればかりか、『心学五倫書』から『仮名性理』への改変作業の跡には、『滝川心学論』による『心学五倫書』批判の内容が少なからず反映されている様に思われる。

『滝川心学論』における『心学五倫書』批判の一つが『心学五倫書』に含まれる仏者批判に対する反論という形をとって行われているという事については、先にも示した通りであるが、この批判は、『仮名性理』の次の箇所における改変と何かしらのかかわりを持つものではないだろうか。

釈迦仏一切経のうちに心は有物なり、極楽地獄も有ものなりと云きたる所もおほし。また心もなし、極楽地獄もなしと云かれたる所もおほし。しかれば心はなき物ぞと云は落着たり。心あるものならば、かりそめにもころはなき物ぞとはときたまふべからず。しからば後生はなき物に落着なり。ふかく思惟してよく／＼心得わけ給べし。⁽¹⁶⁾

なぜならば、ここで『仮名性理』は、『心学五倫書』における同

じ箇所の「ひつきやう出家は、後生と云事は無物ぞと取て、無のけんに迷故に、欲のなきものは五倫をはなれ、財宝をすて、氣違の無欲なるものなり。欲ふかきものは、としても角しても、取ちやうぎばかりをして、きつねのやきねずみに付たるありさま、いとあさまし」という記述にみられる痛烈な仏者批判を、「しからば後生はなき物に落着なり。ふかく思惟してよく／＼心得わけ給べし」という形に弱め後退させて記述しているのである。この様な改変努力は、この箇所だけにみられるものではない。『心学五倫書』から『仮名性理』への改変作業において、この書物を惺惺の経歴に符合させるために付け加えられた卷末の記述、すなわち惺惺が仏教への信仰の厚い老母のために儒学の大要を仮名書にして献じたという記述自体も、元の『心学五倫書』における仏者批判の勢いを弱めるための努力とみる事が出来るのである。

この様な『滝川心学論』による『心学五倫書』批判と『仮名性理』との間のかかわりは、先に示した他の批判に関してもみられる様に思われる。私は、先に、恕水が『心学五倫書』にみられる文言の拙なさを揶揄していると述べたが、この点に関しても、『仮名性理』は、かなりの書き改めを行い、文意を通じやすくなるための努力をはらっているのである。それと共に、ここで検討しなければならぬのは、『仮名性理』と先に示した恕水のもう一つの種類の批判とのかかわりについてであろう。恕水が寛文期の政治的状況をふまえた上で行ったと思われるこの種の批判は、『仮名性理』における次の箇所に、次の様な形で反映されていると考えられるのである。

一、五倫ごりん
君臣くんしん 父子ふし 夫婦ふうふ 兄弟きやうだい 朋友ほうゆう
是を五倫と云。これまた人の日々夜々にちやのしよさなり。
君臣くんしん

君につかへ奉には一命をおしまず忠節をつくすべし。また君は臣を我身のごとくにあはれむべし。すこしも心にいつわりあれば天にそむく。

父子

子のおやにつかへるには孝行をつくすべし。おやは子に道をおしへて哀みをくはへべし。
天の道には次第のみだれぬを肝要とするなり。まづ家の内けんそく家来をよくして、其後国を治、天下へ慈悲を施すべきなり。

家のうちに五人十人百人にてもあれ、其我分におうじたるほどにとりまかなひをするが道なり。

すなわち、『仮名性理』は、先に引用した『心学五倫書』における同じ箇所の記述を、父子と君臣の順序を逆にする事によって、又、『家来』『百人』等の記述を加える事によって、ここにそれぞれ示した様に書き改めているのである。この様な書き改めは、明らかに、先にみた恕水の言い分に即応するものであると言わなければならぬ。『仮名性理』の改変箇所にもみられる武士達の生活形態や意識は、『心学五倫書』におけるそれらよりも、明らかに、恕水におけるそれらに近い形に書き改められているのである。

『心学五倫書』から『仮名性理』への改変作業の跡を検討する限

りにおいて、『滝川心学論』と『仮名性理』との間には、この様な無視する事の出来ないかわりが存在している事が明らかなのであるが、この事は、はたして、何を意味するものなのであろうか。『心学五倫書』を著山著として批判した恕水の批判が、『仮名性理』における改変工作のなかに反映されているという事実の意味は、どの様にとらえれば良いのであろうか。

四

ここで、まず第一に考えなければならない事は、惺窩著と明記した『仮名性理』の成立が、その下敷となった『心学五倫書』を著山著として痛烈に批判した恕水の努力を、水泡に帰せしめてしまう役割を果た得るといふ点についてであらう。『仮名性理』は、先にみた様に、恕水の言い分にあわせて改変されているのであり、しかも、その巻末の識語には、恕水の医学上の師である三竹の名前までが登場して来ているのである。この事は、恕水の立場を微妙なものにしてしまうという意味で、著山に非常な利益をもたらすものであったと言わなければならない。なぜならば、この時期の著山は、幕府内の一部の勢力からの度重なる攻撃にさらされていたのであり、しかも、『滝川心学論』の刊行された寛文七年には、致仕後の身を処していた京都からさえも追放されるという状況のもとにあった事が明らかであるからなのである。すなわち、この様な著山にとつての苦難の時期に、先にみた様な著山批判がなされるという事は、ただでさえ微妙な彼の立場をいっそう危ういものにしてしまう事を意味していたと考えられるのである。

この様な事情は、『心学五倫書』から『仮名性理』への改変理由を探る上で、まことに重要な意味を含んでいるのではなからうか。なぜならば、先にも述べた様に、『仮名性理』の成立は、恕水による蕃山批判をかわす上で、非常な有効性を持つものであったと考えられるからなのである。しかも、蕃山は、この様な恕水の批判に対して、次の様に応えているのである。

五倫書などは正しく作者有^{まよ}之候。我等の生れぬ前に出たる書にて、七十余の人は五十年前に見たと申^{もうす}者御座候。我等の書に極^{きわま}、此間批判の書まで出申候。⁽²²⁾

これは、従来、延宝八年（一六八〇）頃までに成立し宝永七年（一七一〇）に刊行された『集義外書』中の記述として扱われて来たものであるが、実は、この記述は、それよりも早く寛文十二年（一六七二）に刊行された『集義和書』の初版本に収録された後、延宝年間に刊行された二版本からは削除されたものである。⁽²³⁾この様な形で二版本から削除されたものの中には、仏者批判や江西学批判に対する反論や弁明までが含まれているのであるが、この事は、恕水の批判に対する蕃山自身のすばやい対応を示すものであると共に、『滝川心学論』の刊行が、『仮名性理』の成立に果たした役割を暗示するものであると言わなければならない。すなわち、この様な事情をみる限りにおいて、我々は、『心学五倫書』から『仮名性理』への改変が、『滝川心学論』による蕃山批判に対応するために行われたものであったと考える事が可能である様に思われるのである。

しかしながら、はたして、この様な事のみで『仮名性理』の成立

を説明し得るのであろうか。私は、『心学五倫書』から『仮名性理』への改変は、基本的にはこの様な理由をもって行われたと考えるのであるが、この事を主張するためには、幕府の一部の勢力からの攻撃目標となっていた蕃山に利益をもたらす『仮名性理』の成立に、幕藩体制と何らかのかかわりを持った惺窩や三竹さらには林羅山（一五八三—一六五七）までの名前が登場して来ている事の理由が説明されなければならない。すなわち、著者に擬された惺窩やすでに没していた羅山はさておいても、三竹が、何のために蕃山に利益をもたらすこの様な改変にかかわらなければならないのか、という問題を明らかにする事なしには、『仮名性理』の成立を明らかにし得たとは言えないと考えられるのである。とするならば、はたして、この様な一見結びつきそうもない蕃山と三竹との利害関係は、どの様にして結びつき得たのであろうか。実は、『仮名性理』の成立には、この問題を解く上でまことに重要な意味を持つと考えられるもう一人の人物が介在しているのである。それは、『仮名性理』の写本に蔵書印を残している元政（一六二三—一六六八）の存在である。⁽²⁴⁾元政は、蕃山が京都隠棲時代に深い交わりを結んでいた人物であり、しかも、石川丈山（一五八三—一六七二）との交遊を通じて三竹とも少なからぬ交わりを結んでいた人物であるが、この事は、これらの交遊関係の両極に顔をのぞかせている蕃山と三竹との関係を探る上で重要な意味を持つものであると言わなければならない。すなわち、元政・丈山を間に置く事によって、両者の関係がここに交わる可能性が生まれて来るのである。ところが、さらに興味深い事に、両者の関係を探る上でより重要な意味を持つと考え

られる人物が、ここにもう一人存在しているのである。それは、幕府の老中職をつとめ、寛文八年から二年間京都所司代をもつとめた板倉重矩（一六一七—一六七三）の存在である。重矩が、幕府の一部の勢力による蕃山攻撃に対して一貫した弁護を行った事は、諸先学の研究で明らかであるが、実は、彼は、『三省録』における「板倉重矩伝記」からとったとされる記述でも明らかな様に、三竹とも深い交遊関係を持っていたのである。⁽²⁶⁾この事は、両者の利害関係が、元政や重矩を媒介とする事によって結びつき得たかもしれない、という事を示すものであると言えよう。すなわち、この事は、元政や重矩の存在を考慮するならば、先に示した問題、すなわち『仮名性理』の成立過程を解明し説明する事が可能であるという事を示していると考えられるのである。

とするならば、『仮名性理』は、はたして、どの様な過程を経る事によって成立したのであろうか。私にとつても試論の段階でありながらこの様な事を述べる事は是非は重々承知しているつもりである。しかしながら、私はこれまでにみて来た様な人間関係のなかに潜む意味を探る事によって、『仮名性理』の成立過程に光をあて得るのではないかと考えているのである。そして、そのためには、まず、これらの人間関係のなかの蕃山と重矩との関係に注目する事が必要であると考ええる。なぜならば、結論から先に示す様であるが、この板倉重矩こそ、『仮名性理』の成立に重要な役割を果たした人物であったと考えられるからなのである。この時期の蕃山がどのような状況のもとにあったかについては、先にも示した通りであるが、この様な状況に対して、重矩は、一貫した蕃山庇護を行っていた

るのである。しかも、寛文七年の蕃山京都追放に際しては、厳罰に処せよとする幕府内の反蕃山勢力に対して助命運動を行ったという説さえあるのであるが、⁽²⁶⁾この寛文七年という年は、まさしく、『滝川心学論』刊行の年でもあったのである。この様な蕃山・重矩とつての苦難の時期に、恕水によるこの種の蕃山批判書が刊行されたという事は、その批判の対象となつた『心学五倫書』の存在が、蕃山や重矩に対して何らかの不利をもたらすものであったという事を意味するものであったのではあるまいか。確証もないままにこのような事を主張する事の危険をかえりみずに述べさせてもらえるならば、『心学五倫書』から『仮名性理』への改変は、この様な現状をいささかでも打開するために重矩が動き、三竹や元政あるいは彼らを含める複数の人物に依頼するという形をとる事によって準備された一つの偽装工作であつたのではなからうか。この改変がここで示した様な政治的状況を背景にして行われたものであるとするならば、『仮名性理』における改変工作の含み持つ意味もより明らかな形でとらえる事が出来るのである。すなわち、『仮名性理』を惺窩の著作であるとみせるための周到な工作は、『心学五倫書』蕃山著作説を打ち消すための努力としての意味を持つものであり、先に指摘した箇所の変更は、恕水の批判をかわすためのものとしての意味を持つものであると共に、改変工作にかかわつた三竹ら自体の現状認識をも反映したものであったと考えられるのである。三竹が、恕水の医学上の師であつたという事実は、この事を行う上でまことに都合の良い事でもあったのではなからうか。しかも、惺窩著者説を持ち出す事は、彼らに何の不利をもたらさないものである。いず

れにしても、『仮名性理』は、三竹らが没した後の元禄四年になって初めて刊本化され、さらには『千代もと草』という名の書物に姿を変える事によって、次第に流布の範囲を拡げて行くのである。

『仮名性理』の成立は、ここでみて来た様に、寛文期の政治的状况を反映して行われたものであると考えられるのであるが、この事は、思想的にみてもまことに興味深い問題を含んでいるのではなからうか。なぜならば、この改変は、江戸時代初頭に大きな流行を示した「心学」思想が、私的なものであるとして否定される事によって、公的原理の上に立つ幕藩体制の枠の中に組み込まれて行く過程を如実に示すものであると考えられるからなのである。すなわち、この事は、『心学五倫書』や江西学にみられる様な情誼的人間関係を重視する思维形態が、寛文期においては、もはやその様な形のままで存立し得なくなつて来ているという事を示しているのである。この様な事情は、思想史における寛文期を考える上で、まことに重要な意味を含むものであると言わなければなるまい。

註

(1) 石川謙氏『石門心学史の研究』(岩波書店) 二四—二八頁を参照。

(2) 事実、『心学五倫書』には、この様な形で改変され成立したと思われる『五倫書』という名の書物が存在する。これは、石毛忠氏が、石川本『五倫書』として初めて世に紹介されたものであるが、この書物における改変は、まことに小規模なものであり、しかも書物としての体裁に關しても相違は認められない。石毛忠氏「『心学五倫書』の成立事情とその思想的

特質」(岩波日本思想大系28所収)を参照されたい。

(3) 安良城盛昭氏『幕藩体制社会の成立と構造』(御茶の水書房)、加藤恵子氏「幕藩体制における中央集権—法制的側面から見た寛文期—」(日本女子大学文学部研究紀要19所収)等を参照。

(4) 滝川恕水の経歴については『尺五先生全集』(続々群書類従第十三所収)を参照。尚、恕水の経歴をめぐる問題については、今中寛司氏『近世日本政治思想の成立』(創文社)が詳しい。一七六頁以下、二二三頁以下を参照されたい。

(5) 『滝川心学論』(筑波大学附属図書館所蔵本を用いた) 卷之三 二四丁裏。

(6) 『滝川心学論』卷之一 四丁表。

(7) 『心学五倫書』(岩波日本思想大系28所収) 二五八頁。

(8) 『滝川心学論』卷之二 八丁表。

(9) 『心学五倫書』二五八頁。

(10) 『滝川心学論』卷之二 十三丁表—裏。

(11) 『翁問答』における孝の思想がそれである。特に五倫觀については、『藤樹先生全集』第三冊、七五頁・七八頁等を参照されたい。

(12) 伊東多三郎氏「藤樹・蕃山の学問と思想」(中央公論社『日本の名著』11所収) 二八一—二九頁を参照されたい。

(13) 『心学五倫書』二五九頁。

(14) 安良城氏、加藤氏の前掲書を参照。

(15) 『仮名性理』(岩波日本思想大系28所収) 二五五頁を参照。

(16) 『仮名性理』二五〇頁。

(17) 『心学五倫書』二六二頁。

(18) 『仮名性理』二五四頁。

(19) 『仮名性理』二四二—二四三頁。

(20) 『仮名性理』二四四頁。

(21) 『仮名性理』二四四頁。

(22) 『集義和書』(岩波日本思想大系30所収)三八三頁。

(23) 岩波日本思想大系30の凡例、三頁を参照されたい。

(24) 太田兵三郎氏『藤原惺窩集 卷下』解題、一三一—一四頁を参照されたい。

(25) 『三省録』(吉川弘文館『日本隨筆大成』)第二期／16所収)九—九三頁を参照されたい。

(26) 牛尾春夫氏『熊沢蕃山 思想と略伝』(第一学習社)一七頁を参照されたい。

(27) 元禄四年・享保七年の刊本は、水戸の書肆から刊行されているのであるが、水戸は、享保二年に藤原為経・水戸光圀編の『惺窩先生文集』を出している事に明らかな様に、惺窩の著作とは深いかかわりを持っているのである。『仮名性理』の稿本は、おそらく、三竹らの没後、惺窩の他の著作と共に水戸に運ばれたものではなからうか。

(28) この「心学」の思想については、ここでは詳しく述べる事が出来なかったが、その詳細については、石川謙氏前掲書、ならびに柴田実氏「石門心学について」(岩波日本思想大系42所収)の四五—四五八頁等を参照されたい。

《附記》この試論は、日本思想史学会昭和五十二年大会において口頭発表した「『瀧川心学論』に関する一考察」を基にして全面的に書き改めたものである。